

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

ジョイント・テナンシーの形態で所有する海外財産の課税関係



依田 孝子〔大森〕

はじめに

ジョイント・テナンシー（合有不動産権、合有財産権）は、不動産などの共同所有の一形態で、わが国にはない制度ですが、米国のカリフォルニア州やハワイ州などにある制度です。

ジョイント・テナンシーは、①ジョイント・テナンツ（合有者）の全員が同時に所有権を取得すること、②全員が同一の譲渡証書によって所有権を取得すること、③各自の持分割合が均等であること、④各自が財産全体を占有していることを要件に成立します。

今回は、ジョイント・テナンシーに関する判決・裁決をご紹介します。

I ジョイント・テナンシーの成立—贈与税の課税

平29. 10. 19名古屋地裁判決
(棄却) (確定) Z888-2182

<事案の概要>

本件は、原告夫妻がジョイント・テナンツとして登記されたアメリカ合衆国カリフォルニア州所在のコンドミニアム（本件不動産）につき、昭和税務署長が、原告は本件不動産の購入資金を支払うことなくその権利の2分の1に相当する利益を受けたとして、みなし贈与課税（相法9）をしたことから争われた事案です。

<裁判所の判断>

原告及び夫は、ジョイント・テナンシーの要件を満たす方法により本件不動産を購入し、本件不動産のジョイント・テナンツとして登記されたものであって、それぞれ2分の1の持分を有しているところ、本件不動産の取得に際し、その購入代金の全額を夫が負担していることからすれば、原告は、対価を支払うことなく本件不動産の2分の1相当の経済的利益を得たというべきであるから、贈与税の課税の基礎となるみなし贈与があったと認められる。

II ジョイント・テナンツの死亡

(1) 相続財産該当性—ジョイント口座

平26. 7. 8東京地裁判決
(棄却) (控訴) Z999-5322

<事案の概要>

本件は、被相続人（亡A）が金融資産等について子（先妻の子）である原告に10分の6、妻である被告に10分の4を相続させる旨の遺言をしていたところ、バンク・オブ・ハワイの預金（本件預金）が相続財産であり、遺言で定めた金融資産等に当たるとして、原告が、被告に対し、その10分の6の支払を求めたのに対し、被告が、本件預金はジョイント・アカウント（共同名義口座）であって、相続財産を構成しないと主張して争った事案です。

<裁判所の判断>

裁判所は、次のとおり、本件預金は相続財産に該当しないと判断しました。

① 亡Aの相続については、法の適用に関する通則法36条により亡Aの本国法である日本法が準拠法となる。他方、ある財産ないし権利が相続財産となるためには、相続の客体性、被相続性を有することが必要であるところ、相続の客体となり得るか否かは当該財産ないし権利の属性の問題であって、当該財産ないし権利に内在するものというべきであるから、法律行為の成立及び効力の問題として、同法7条及び8条が定める準拠法により判断される。

② バンク・オブ・ハワイとの本件預金契約では、預金口座は、預金口座が所在する地の法律により規律されるとの定めがあるから、本件預金に適用される個別準拠法はハワイ州法である。

③ ハワイ州法は、相続手続のほかに、死亡を原因とする財産移転の制度としてジョイント・テナンシーの概念を持っているのであり、ジョイント・

アカウントを含め、ジョイント・テナンシーにより財産を保有する場合に、単に2人以上の名前で保有することで足り、共同名義人の資格や親族関係等の要件を必要としないこと、共同名義人の1人の死亡により、生存名義人が自動的に死亡名義人の財産を所有するとされ、死亡名義人の遺産を構成しないことが明示されているうえ、遺言によって生存者権を変更することができないとされている。

④ したがって、ジョイント・アカウントは、個別準拠法上、相続の客体とされないものとして、法秩序に組み込まれた制度であり、本件預金は相続の客体とはなり得ないから、亡Aの相続財産を構成しないものと解される。

⑤ なお、ハワイ州法において、相続のほかに、ジョイント・テナンシーで保有されていた死亡名義人の財産を生存名義人が取得する制度が、死亡を原因とする財産移転の制度の一つとして定められているから、日本において、課税上、死因贈与（遺贈）による取得であると評価することはあり得るとしても、そのことと、ジョイント・アカウントの死亡者の財産が相続の対象となるか否かは別個の問題である。

(2) 相続税の課税

平27. 8. 4判決
(棄却) J100-4-09

<事案の概要>

この事案は、原処分庁が、請求人らに対して、被相続人がアメリカ合衆国f州にジョイント・テナンシーの形態で所有していた不動産（f不動産）を相続税の課税価格に算入する更正処分等をしたことから争われたものです。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり判断し、f不動産の価額の2分の1は、請求人P2（被相続人の長女）の相続税の課税価格に加算すべきものとしました。

① 被相続人及び請求人P2がジョイント・テナンシーの形態で所有してい

るf不動産について、ジョイント・テナンツの1人である被相続人が死亡したことにより、その権利は、相続されることなく、生存者への権利の帰属（サバイバー・シップ）の原則により、ジョイント・テナンツである請求人P2の権利に吸収されたものと認められる。

② そして、サバイバー・シップの原則による権利の増加について、請求人P2の権利が増加した時に対価の授受があった事実は認められないから、請求人P2（生存者）へのその権利の増加は、相続税法第9条に規定する「対価を支払わないで利益を受けた場合」に該当すると認められ、請求人P2が被相続人から贈与により取得したものとみなされることになる。

③ さらに、この権利の増加益につき、請求人P2には、相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》第1項が適用されることになる。

(3) 質疑応答事例

国税庁ホームページの質疑応答事例「ハワイ州に所在するコンドミニアムの合有不動産権を相続税の課税対象とする可否」（平成29年7月1日現在）では、上記判決と同様の取扱いをすとしたうえで、「…、被相続人から死因贈与（遺贈）により取得したものととして相続税の課税対象としても差し支えありません。」とされています。

おわりに

TAINSで、上記の判決及び裁決を検索する場合の「検索キーワード」は、「ジョイントテナンシー」です。

なお、平成26年7月8日東京地裁判決は、控訴審（平成26年11月20日東京高裁）でも支持され請求が棄却され、その後、上告不受理で確定しています。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

MJS!

ミロク情報サービス

会計事務所向けシステム
たとえば、

MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ

iCompassNX®

小規模事業者

ACELINK NX 記帳くん
かんたんクラウド

MJSLINK NX Plus™

かんたん 法人会計

ACELINK NX-CE

中小企業

(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、かんたんクラウド、iCompass NX、MJSLINK NX-Plus、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部 上場 (証券コード:9928)

MJS 検索